

教育を受ける者の経済的負担の軽減を図るための 学校教育の無償化等の推進に関する法律案 概要

一、目的

公の性質を有する教育は無償で提供されるべき

学校教育の無償化等を総合的に推進して教育の機会均等を図り、

- ① 心豊かな国民生活の実現に寄与
② 教育の成果が広く社会に提供されることにより社会の発展に資する

二、基本理念

1. 全ての国民について、経済的な状況にかかわりなく、意欲と能力に応じた教育の機会を確保
2. 教育に要する費用を社会の構成員で広く負担

三、国の責務

国は、学校教育の無償化等に関する施策を総合的に策定し、実施する責務

四、法制上の措置等

基本方針の施策の実施のための法制上の措置等を速やかに講ずるよう規定

〔 基本方針の①の施策は、法施行後1年以内を目途に法制上の措置
〔 基本方針の③の施策は、法施行後2年以内を目途に法制上の措置〕

五、基本方針

学校教育の無償化等は、以下の基本方針に基づき推進

1. 授業料等（授業料・保育料・入学金）の不徴収

（授業料等の標準的な額を超える場合には、標準額を支給）

- ① 就学前教育施設 ※幼稚園、満3歳～小学校就学前の者の教育を行う保育所・認定こども園
- ② 高等学校等（高等専門学校（第1～第3学年）、専修学校・各種学校（高校類似のもの）を含む）
- ③ 大学、高等専門学校（第4・第5学年）、専門学校（高度の職業教育を行うもの）
※ 私学に進学した者で低所得の者には、授業料等の標準額の超過分を追加支給

2. 奨学金制度改革

- ① 貸与型奨学金は、無利息に一元化

※ 現在、利息付で貸与を受けている者 ⇒ 無利息とするための措置

- ② 収入の状況等を勘案した貸与金の返還（既存の貸与者等を含む）
- ③ 給付型奨学金は支給対象の拡大及び支給額の引上げ

3. 公立の義務教育諸学校の学校給食の無償化

4. 1～3以外の教育に要する経費の負担軽減

5. 貧困の状況にある児童生徒の学習支援

6. 私立の学校の助成の拡充

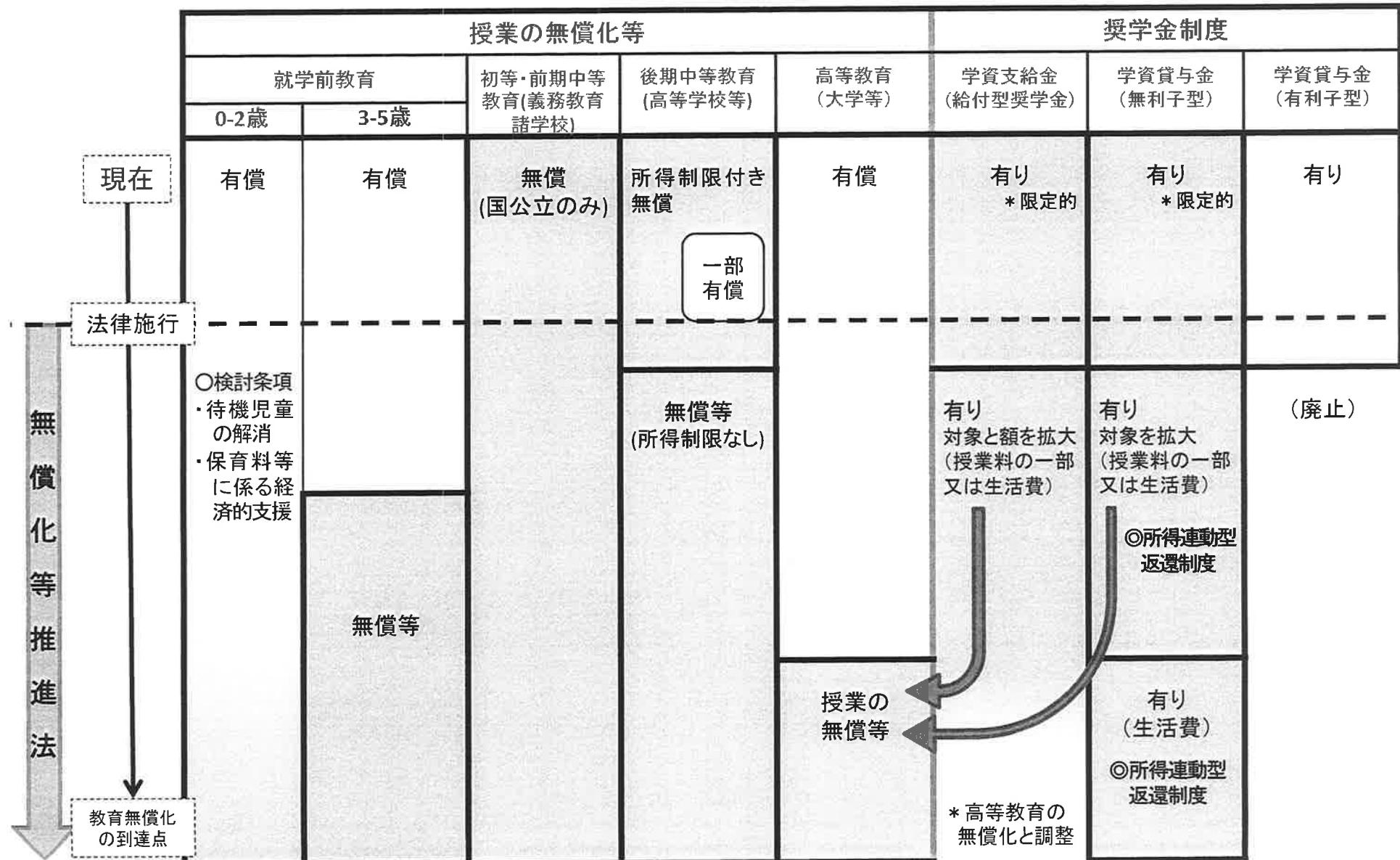
六、財源の確保

消費税の収入、所得税の見直し、資産課税の最高税率の引上げ、歳出削減等により財源を確保

七、検討条項

満3歳未満の保育に関して、①待機児童の解消、②保育の無償化について検討

教育を受ける者の経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案の考え方



教育を受ける者の経済的負担の軽減を図るための学校教育の無償化等の推進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、教育を受ける権利を保障する日本国憲法の理念、教育基本法（平成十八年法律第二百二十一号）の精神及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の理念にのつとり、公の性質を有する教育は無償で提供されるべきものであるとの認識に立つて、学校教育の無償化等について、基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進して教育の機会均等を図り、もつて心豊かな国民生活の実現に寄与するとともに、教育の成果が広く社会に提供されることにより社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園等（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。以下この項において同じ。）を除く。第六条第九号を除き、以下同じ。）、同法第二十四条に規定する専修学校、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校及び就学前教育施設（幼稚園等並びに保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）

一

二

第三十九条第一項に規定する保育所をいう。附則第二項において同じ。）及び認定こども園（就学前教育（子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。附則第二項において同じ。）のうち、満三歳から小学校就学の始期に達するまでの者に対する教育を行う部分をいう。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「学校教育の無償化等」とは、義務教育諸学校（学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第六条第六号において同じ。）以外の学校等の授業料（保育料を含む。）及び入学金（以下「授業料等」という。）を徴収しないこととするための措置（その授業料等の額がその学校等の種類ごとの授業料等の標準的な額を超える場合にあつては、当該額をその授業料等に充てるものとして支給する措置）その他の第六条各号に掲げる教育に係る経済的負担の軽減に関する措置をいう。

(基本理念)

第三条 学校教育の無償化等は、教育によりこれを受ける者が自己の人格を磨き、及び豊かな人生を送ることができるようになるとともに、教育の成果が社会に提供されることにより社会の持続的発展に寄与するこ

ものであるという認識の下に、全ての国民について、その経済的な状況にかかわりなく、その意欲及び能力に応じた教育の機会が学校等において確保されるよう行われることとするとともに、これに要する費用の負担を社会の構成員が広く分かち合うことを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのつとり、学校教育の無償化等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他措置を速やかに講じなければならない。この場合において、同条第一号に掲げる基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置についてはこの法律の施行後一年以内を目途として、同条第三号及び第四号に掲げる基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置についてはこの法律の施行後二年以内を目途として、講ずるものとする。

(基本方針)

三

四

第六条 学校教育の無償化等は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 就学前教育施設の授業料等を徴収しないこととするための措置（その授業料等の額が地方公共団体の設置する就学前教育施設の種類ごとの授業料等の標準的な額を超える場合にあつては、当該額をその授業料等に充てるものとして支給する措置）を講ずること。

二 高等学校等（学校等のうち高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の授業料等をその教育を受ける者及びその生計を維持する者の収入の状況にかかわりなく徴収しないこととするための措置（その授業料等の額が地方公共団体の設置する高等学校等の種類ごとの授業料等の標準的な額を超える場合にあつては、当該額をその授業料等に充てるものとして支給する措置）を講ずること。

三 大学等（学校等のうち大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）及び専修学校（学校教育法第二十五条第一項に規定する専門課程であつて職業に必要な高度の能力を育成するための教育を行つものに限る。）をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の授業料等を徴収しないこととす

るための措置（その授業料等の額が国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する大学等の種類ごとの授業料等の標準的な額を超える場合にあつては、当該額をその授業料等に充てるものとして支給する措置）を講ずること。この場合において、当該措置を講じても、なお教育を受ける者及びその生計を維持する者の収入の状況に照らして就学困難と認められる者について、当該措置と併せてその授業料等の額から当該措置により受けことになる額を控除して得た額を限度として授業料等に充てるものとして支給する措置を講ずること。

四 学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。次号イにおいて同じ。）の修学の援助を行うため、前号に掲げる措置と併せて、無利息で学資（これらの措置に基づく授業料等の給付に係る部分を除く。）としての資金の貸与を行う措置及び当該貸与を受けた者の収入の状況その他的事情を勘案して、その資金の返還に困難な状況があると認められる間、その資金の返還を猶予する等の措置を講ずること。この場合において、学資としての資金の支給に関しては、同号に掲げる措置及び次号ハの措置を踏まえたものとする」と。

五 前二号の措置が講ぜられるまでの間ににおける学資（学生等の授業料等に充てる資金を含む。以下この号において同じ。）としての資金の貸与及び支給について、次のイからハまでの措置を講ずること。

イ 学資として貸与する資金を無利息とする措置

ロ 学資としての資金の貸与を受けた者の収入の状況その他の事情を勘案して、その資金の返還に困難な状況があると認められる間、その返還を猶予する等の措置

ハ 学資として支給する資金の支給対象の拡大及び支給額の引上げのために必要な措置

六 地方公共団体が設置する義務教育諸学校においては、学校給食に要する経費を児童及び生徒の負担を求めないこととするための措置を講ずること。この場合において、児童及び生徒がその健康の保持増進に必要な栄養を摂取するための学校給食が地方公共団体が設置する全ての義務教育諸学校において実施されるよう、必要な施設又は設備に要する経費の補助その他の必要な措置を併せて講ずること。

七 前各号に掲げるもののほか、学校等（大学等を除く。以下この号において同じ。）における教育にする経費については、これらの学校等の児童、児童又は生徒に係る経済的負担の状況を踏まえ、その軽

〔未定稿〕

減を図るための必要な措置を講ずること。

八 貧困の状況にある学校の児童及び生徒については、学校の授業の終了後において学校を利用して行う学習の支援その他のその児童及び生徒の教育に関する支援を図るために措置を講ずること。

九 私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）に対する助成については、学校教育における私立の学校の果たす重要な役割に鑑み、私立の学校の児童、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減が図られるよう、その拡充のための措置を講ずること。

（財源の確保）

第七条 学校教育の無償化等については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の施行により増加する消費税の収入の活用、所得税の見直し、資産課税の最高税率の引上げ、歳出の削減その他の措置により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

七

八

1 この法律は、公布の日から施行する。

（満三歳未満の者に対する保育費用の負担の軽減）

2 国は、満三歳未満の者に対する行われる保育に關し、待機児童（保育所又は認定こども園における保育を行うことの申込みを行つた保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所又は認定こども園における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための措置並びに保育所及び認定こども園における保育並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第五項の地域型保育を無償とする等の措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

学校教育の無償化等を総合的に推進するため、その基本的な理念及び方針、
事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国の責務その他の基本となる